

沖縄市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(平成 14 年 4 月 1 日決裁)

改正 平成 24 年 3 月 30 日決裁 平成 25 年 4 月 1 日決裁
平成 25 年 5 月 31 日決裁 平成 26 年 7 月 29 日決裁
平成 27 年 12 月 28 日決裁 平成 28 年 12 月 8 日決裁
平成 29 年 2 月 20 日決裁 平成 29 年 6 月 20 日決裁
平成 30 年 6 月 7 日決裁 令和元年 10 月 15 日決裁
令和 2 年 3 月 17 日決裁 令和 2 年 5 月 28 日決裁
令和 3 年 8 月 1 日決裁 令和 3 年 10 月 26 日決裁
令和 4 年 11 月 8 日決裁 令和 6 年 1 月 18 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び沖縄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第 2 条 補助の対象は、法第 34 条の 8 第 2 項の規定に基づき、沖縄市へ放課後児童健全育成事業の開始届出を行った社会福祉法人その他の者（以下「法人等」という。）が行う、こども家庭庁発出「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和 5 年 4 月 12 日付、こ成環第 5 号）別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に規定されている事業とする。

(交付額の算定方法)

第 3 条 この補助金の交付額は、別表により算出された合計額と、実支出額を比較して少ない方の額を、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとするものは、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類等を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容
- (2) 役員名簿
- (3) 運営委員名簿
- (4) 児童名簿の写し

- (5) 収支予算書
 - (6) 事業計画書
 - (7) 傷害保険証及び賠償責任保険証の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類等
- (実施状況の報告)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、沖縄市放課後児童健全育成事業実施状況報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は実施月の末日のいずれか早い期日までに、事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

- (1) 出席簿の写し
 - (2) クラブ便り、その他保護者への通知等
 - (3) 入会申請書（就労証明書等）・退会届出書の写し
 - (4) タイムカード（勤務時間のわかるもの）
 - (5) 運行日誌
 - (6) その他市長が必要と認める書類等
- (指示等)

第6条 市長は、補助事業者が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示しなければならない。

2 市長は、補助事業者に対して指示を行うときは、補助事業等遂行指示書（様式第10号）により補助事業者に通知する。

(法人等の帳簿等)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる帳簿等を備えていなければならない。

- (1) 入会申請書（就労証明書等）・退会届出書の綴り
 - (2) 出席簿
 - (3) 業務日誌
 - (4) タイムカード（勤務時間のわかるもの）
 - (5) 職員名簿
 - (6) 賃金台帳
 - (7) 総勘定元帳（現金出納帳・預金出納帳等）
 - (8) 証憑書類（領収書・請求書・契約書等）
 - (9) 備品台帳
- (交付の決定)

第8条 市長は、第4条に定める補助金の交付申請があつたときには、その内容を精査し、補助金の交付を決定したときは、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知しなければならない。

2 市長は、申請書類を精査し、補助金を交付することが不適当と認めたときは、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知しなければならない。

（変更申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた法人等は、補助金の交付決定後の事情の変更により、追加交付申請を行なう場合には、市長が定める日までに、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に次に掲げる資料等を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 収支変更書

（2） その他市長が必要と認める書類等

（変更交付の決定）

第10条 市長は、前条に定める補助金の変更交付申請があつたときには、その内容を精査し、補助金の変更交付を決定したときは、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 当該法人等の実績報告は、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類等を添えて、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

（1） 実施事業内容

（2） 収支決算書

（3） 年間実施状況報告書

（4） 事業報告書

（5） その他市長が必要と認める書類等

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条に定める実績報告の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、第12条による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、市長は、事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、第8条の規定による補助金の交付決定後、概算払いにより交付することができるものとする。

2 前項ただし書きの規定により概算払いを受けようとするものは、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金概算払申請書（様式第 11 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理した時は、その内容を審査し適当と認めたときは、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金概算払決定通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 14 条 前条の規定により補助金の交付を受けようとするものは、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金交付確定通知書を受理した日以後、速やかに沖縄市放課後児童健全育成事業補助金請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

2 前条ただし書きの規定により概算払いを受けようとするものは、補助金概算払決定通知書を受理した日以後、速やかに沖縄市放課後児童健全育成事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還をさせることができる。

2 前項の返還については、補助金等返還請求書（様式第 13 号）により期限を定めてその返還を指示するものとし、市長は、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第 16 条 市長は、補助金の交付決定を受けた法人等が、この要綱等に違反し、又は、市長の指示に従わないときは、補助金の交付決定を取り消し、又は、すでに交付された補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定による取り消しをした場合は、補助金等交付決定取消通知書（様式第 14 号）により補助事業者に通知する。

3 前 2 項の規定に基づく補助金の返還及び延滞金の納付については、前条第 2 項の規定を準用する。

（関係書類の整理及び保存）

第 17 条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類とともに、補助事業終了の日の属する年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

（補則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は沖縄市補助金交付規則に準じる。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の規程は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日決裁)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日決裁)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 31 日決裁)

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 29 日決裁)

この要綱は、平成 26 年 7 月 29 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日決裁)

この要綱は、平成 27 年 12 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 12 月 8 日決裁)

この要綱は、平成 28 年 12 月 8 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 2 月 20 日決裁)

この要綱は、平成 29 年 2 月 20 日から施行し、平成 29 年 2 月 17 日から適用する。

附 則(平成 29 年 6 月 20 日決裁)

この要綱は、平成 29 年 6 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 6 月 7 日決裁)

この要綱は、平成 30 年 6 月 8 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 10 月 15 日決裁)

この要綱は、令和元年 10 月 15 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 17 日決裁)

この要綱は、令和 2 年 3 月 17 日から施行し、令和 2 年 1 月 16 日から適用する。

附 則(令和 2 年 5 月 28 日決裁)

この要綱は、令和 2 年 5 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 8 月 1 日決裁)

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和3年10月26日決裁)

この要綱は、令和3年10月26日から施行する。

附 則(令和4年11月8日決裁)

この要綱は、令和4年11月8日から施行する。

附 則(令和6年1月18日決裁)

この要綱は、令和6年1月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

別表

[別紙参照]

様式第1号(第4条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

変更交付申請書

[別紙参照]

様式第5号(第10条関係)

変更交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

実績報告書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 12 条関係)

確定通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 14 条関係)

補助金請求書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 5 条関係)

実施状況報告書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 6 条関係)

補助事業等遂行指示書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 13 条関係)

補助金概算払申請書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 13 条関係)

補助金概算払決定通知書

[別紙参照]

様式第 13 号(第 15 条関係)

補助金等返還請求書

[別紙参照]

様式第 14 号(第 16 条関係)

補助金等交付決定取消通知書
[別紙参照]

別表(第3条関係)

表中の「国要綱」については、こども家庭庁発出「放課後児童健全育成事業」の実施について(令和 5 年 4 月 12 日付、こ成環第 5 号)別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」を指す。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
特 定 分	1 放課後児童健全育成事業 (1)年間開所日数 250 日以上 の放課後児童健全育成事業所 ア基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 2,558,000 円－(19 人－支援の単位を構成する児童の数) ×29,000 円 (イ)構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位 4,734,000 円－(36 人－支援の単位を構成する児童の数) ×26,000 円 (ウ)構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位 4,734,000 円 (エ)構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 4,734,000 円－(支援の単位を構成する児童の数－45 人) ×69,000 円 (オ)構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位 2,917,000 円 イ開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250 日)×19,000 円 (1 日 8 時間以上開所する場合) ウ長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合) 「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 ×409,000 円 (イ)長期休暇等分(1 日 8 時間を超えて開所する場合) 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間× 184,000 円 (2)年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位 3,099,000 円 (イ)構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 1,726,000 円 イ長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」 の年間平均時間数× 409,000 円	国要綱別 添1の放課 後児童健 全育成事 業の実施 に必要な 経費(飲食 費を除く)	10/10

別表(第3条関係)

	※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。 ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。		
	2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額) (1)放課後児童クラブ環境改善事業 1,000,000 円 ※ 事業の対象は放課後児童健全育成事業に新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))に限る	国要綱別添2の放課後子ども環境整備事業に必要な経費	10/10
	3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児受入推進事業 2,009,000 円 (2)放課後児童クラブ運営支援事業 ア賃借料補助 3,066,000 円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。 ※ (1)については障がい児を受入れ、専門的知識等を有する放課後児童支援員等が配置されている場合に、当該費用を補助する。なお、該当職員については市の主催する研修を受講すること。 ※ (2)については平成27年度以降に新たに放課後児童健全育成事業を実施した、又は実施する事業所が対象とする。また、事業実施にあたっては、保育料、実費負担を含めた利用料金を月額10,000円以内に設定すること。ただし、長期休暇等に発生する費用については別途徴収を認める。	国要綱別添3及び別添4の放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	10/10
一般分	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額) (1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,678,000 円 (2)(1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,158,000 円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	国要綱別添6放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外	10/10

別表(第3条関係)

	※ 対象事業所は平日につき、18 時 30 分を超えて開所すること。また、平成 25 年度の当該事業所に従事する職員の賃金に対する改善を行っていること。 ※ 育成支援については報告書を作成のうえ、提出すること。 ※ (2)については放課後児童クラブに係る人件費の総額から、放課後児童健全育成事業及び小規模放課後児童クラブ支援事業により充てられる費用を除いた額のうち、当該常勤職員に係る人件費(賃金改善分を含む)及び常勤職員以外の職員の賃金改善分を補助対象とする。	勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)	
	2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児を3人以上受け入れる場合 2,000,000 円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。 ※ 国要綱別添3 放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)に加え、専門的知識等を有する放課後児童支援員等が配置されている場合に、当該費用を補助する。なお、該当職員については市の主催する資質向上研修、又は市の認める研修を一定数受講するものとする。	国要綱別添7障害児受入推進事業の実施に必要な経費	10/10
	3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 625,000 円 ※ 一の支援の単位を構成する児童の数が、19人以下の小規模な事業所を対象とし、2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を補助対象とする。	国要綱別添8小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費	10/10
その他	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額 (1)放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 131,000 円 (2)概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の遇改善事研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 263,000 円 (3)(2)の条件を満たす概ね経験年数 10 年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にある者 対象職員1人当たり 394,000 円 ※ 1支援の単位当たりの基準額は、919,000 円を上限とする。 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	国要綱別添12放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共	10/10

別表(第3条関係)

	※ 対象事業所については、経験年数に応じた定期昇給の仕組みの導入に努めること。 ※ 対象事業所については、平成 28 年度の当該事業所に従事する職員の賃金に対する改善を行っていること。また、賃金改善の全部又は一部が基本給により行われていること。 ※ (2) 及び(3)については市の主催する資質向上研修、又は市の認める研修を一定数受講するものとする。	済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)	
	2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善) 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 $11,000 \text{ 円} \times \text{賃金改善対象者数}(\text{※}) \times \text{事業実施月数}$ ※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員に、1 ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の 1 ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。 ※ 「賃金改善」とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、令和 4 年 1 月の賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。 ※ 本事業による賃金改善が、最低でも賃金改善の合計額の 3 分の 2 以上は、基本給又は決まって支払われる手当の引上げにより改善を図ること。 ※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。 「前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「前年度における賃金の総額」×「賃金改善額」	国要綱別添 13 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)の実施に必要な経費	10/10